

平成29年度独立行政法人都市再生機構調達等合理化計画の自己評価結果

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施すること。	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、毎年度「調達等合理化計画」を策定、公表の上、着実に実施する。また、当該計画の取組状況について、年度終了後に自己評価を行い、併せてその結果についての公表を行う。	<p>2. 重点的に取り組む分野</p> <p>記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、下記案件について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。</p> <p>(1) 調達コスト等の削減及び競争性の確保等に係る取組</p> <p>① 調達コストの削減及び業務の改善に資する取組</p> <p>以下の取組等を実施することで、更なるコスト削減及び業務改善の実現を目指す。また取組の実施後は検証を行い、更なるコスト削減及び業務改善に向けての取組を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子入札の適用について、情報セキュリティの状況を確認しつつ、これまで対象ではなかった一般競争入札総合評価方式のコンサルタント業務等にも適用を拡大し、応札者の人件費、事務コストを減少させることで、調達コストの削減につなげるとともに、調達に要する事務負担の軽減及び業務の効率化を図る。これにより、競争参加希望者が容易に入札参加できる状況とし、競争性を高め、将来にわたってトータルコストが低減される環境の構築を図る。 	当該取組の結果実現された実施量、実施状況等	電子入札の適用について、一般競争入札総合評価方式のコンサルタント業務にも適用を拡大(H29.9～)し、101件の入札を実施。平均応札者数は2.41者となり、平成29年度と同方式の紙入札による応札者2.03者(+0.38者)を上回った。これにより、平均落札率は91.56%となり、平成29年度と同方式の紙入札による落札率94.12%(△2.56%)と比べ、調達コストの削減が図られた。	<評定と根拠>	評定：B 計画で定めた電子入札の適用の拡大を実施し、調達コストの削減が図られたことを踏まえ、B評価とする。
		<ul style="list-style-type: none"> 物品調達等において、一定数量の発注、複数の競争参加者の存在、品質低下リスクの回避策等を確認の上、コスト削減効果が見込まれるものに特化して、リバースオークション(競り下げ方式)を活用することでコスト削減を図る。平成29年度においては新規事業者の応札勧奨の取組及び仕様の要件緩和を実施することにより競争性を高めつつ、継続調達案件に加え新規調達案件においても取組むことにより、予定価格に対し4億円のコスト削減を目指す。(30件実施) 	当該取組の結果実現された実施量、実施状況等	物品等調達案件において、新規事業者の応札勧奨の取組及び仕様の要件緩和を実施することにより競争性を高めつつ、継続調達案件に加え新規調達案件においても取組むことにより、リバースオークションを41件実施(計画値137%の達成)。予定価格計13.3億円に対し計4.1億円のコスト削減を実現した。(計画値103%の達成)	評定：B 計画で定めた実施件数の達成及び調達コストの削減が実現したことを踏まえ、B評価とする。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
		<p>・平成 23 年度から実施している少額随意契約の範囲内（ただし予定価格 30 万円未満は事務コストを鑑み非適用とする）におけるオープンカウンター方式を引き続き実施し、発注手続きの透明性を高め、事業者の参加者数を増やすことによりコスト削減を図るとともに、仕様書のデータベース化を図る等の事務処理の効率化の検討を実施する。平成 29 年度においては予定価格に対しコスト削減率 40%を目指す。</p>	<p>当該取組の結果実現された実施量、実施状況等</p>	<p>オープンカウンター方式の発注事務について、新たに印刷・製本や消耗品購入等計 13 業種の仕様書をデータベース化し、イントラネットに掲示した。これにより発注担当者の事務処理の効率化を図った。</p> <p>831 件の発注を実施し、予定価格計 723 百万円に対し計 247 百万円（削減率 34.2%）のコスト削減を実現した。（計画値 85.5%の達成）</p>	<p>評価：B</p> <p>計画で定めたコスト削減率は未達だったものの、一定のコスト削減が実現したこと及び新たに仕様書のデータベース化に取り組み、発注事務の効率化を図ったことを踏まえ、B 評価とする。</p>
		<p>② 競争性の確保等に係る取組み</p> <p>一者応札・応募が 2 回連続して発生した案件については、競争性の確保に関して構造的に課題があるものとして認識することとし、競争参加者を増加させるための環境改善について引き続き取り組む。</p> <p>具体的には、事業者へのヒアリングの実施等、市場分析を行い、一者応札となった原因の検証及び分析を行い、実効的な改善策を検討した上で、「一者応札・応募等事案フォローアップ票」として整理して、ホームページにおいて公表する。</p> <p>更に、2 回連続で一者応札・応募となった案件については、次の契約手続きに入る際に、各本部等に設置された契約審査会等において、「一者応札・応募等事案フォローアップ票」を踏まえた上記の改善策が講じられているかどうか等の検証及び前年度に契約監視委員会において一者応札・応募の原因分析を行った結果、応札者の増加に一定の効果があると検証できた改善措置である周知方法・情報提供の改善・拡大及び資格要件の緩和等の導入を検討する。</p> <p>なお、数次の改善策を講じたにも関わらず、連続して同一事業者による一者応札・応募が継続しているものについては、原因の分析と改善策の検証を踏まえ、対応策について検討する。</p>	<p>当該取組の結果実現された実施量、実施状況等</p>	<p>対象案件 140 件について、改善に係る検証を行い、実効的な改善策を講じた上で、フォローアップ票として整理し、契約監視委員会での点検を経てホームページで公表した。当該案件については、次の契約手続きに入る際に、各本部等に設置された契約審査会等において、フォローアップ票を踏まえた改善策が講じられているかどうか等の検証を実施した。</p> <p>また、H30.2～3 月に公募を予定する契約で、前回、同種の契約が 1 者応札だった契約については、「1 者応札対応点検票」を作成し、公募の際に実施する改善策が有効性のあるものになっているかどうか、第 34 回契約監視委員会 (H29.12) において点検を実施。委員会での審議内容については、今後発注を予定する同種契約の改善策にも展開していく整理を行った。</p> <p>入札参加者が増加するような環境を構築するために、入札・契約情報に関する機構HPを改善した。</p> <p>これまで競争参加資格の登録手続きと指名競争に参加するための手続きの掲示場所が分かれており、競争参加資格の登録手続きは行ったものの指名競争に参加するための手続きを認識していなかった事業者がいたため、競争参加資格の登録手続きと指名競争入札に参加するための手続きを同ページに掲載し、新たに機構の入札に参加しようとする事業者が指名競争入札に参加するための手続きが必要になることも認識することができる構成とした。</p> <p>また、事業者からよくいただく問合せについて Q&A を作成、掲示することにより、事業者の利便性を向上させるとともに、問合せが減少することにより、問合せに対する事務の軽減を図った。</p>	<p>評価：B</p> <p>競争性確保に係る取組を着実に実施し、今後実行していく一者応札・応募への対応策を整理した。また、入札参加者が増えるようHPを見直したことを踏まえ、B 評価とする。</p> <p>フォローアップ票に定めた改善内容について実効的なものにしていくよう、本取組を継続していく。</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
		<p>(2)品質等価格以外の要素に留意する取組み</p> <p>公共工事等発注者として、以下の取組等を実施し、社会的責務を着実に果たす。</p> <p>更に、調達に要する事務コストを削減する取組みや事業スケジュール遅延を回避するために入札不調・不落の発生を抑止する取組みを推進する。</p> <p>① いわゆる「担い手三法」(公共工物品質確保促進法、建設業法及び公共工事入札契約適正化法)に基づき、公共工物品質確保とその担い手確保を実現するため、元請業者が適切な施工体制を確保しているかの確認、及び市況に応じた予定価格の適正な設定、ダンピングの防止、社会保険未加入建設事業者を契約の相手方から排除する等の取組を実施する。</p>	当該取組の実施状況	<p>公共工物品質確保とその担い手確保を実現するため、下記のとおり複数取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 下請契約を締結した全ての工事調達において、建設業法に基づく施工体制台帳整備を求めることを現場説明書中に明記し、事業者の体制の確認を徹底。元請、下請業者間の契約内容及び求められる資格要件等を的確に把握した。 公共工事設計労務単価(H29.2～)、設計業務委託等技術者単価(H29.3～)、公共住宅建築工事積算基準に定める歩掛を採用する他、実勢価格に対応するため、「見積りの提出を求め活用する方式」を採用して適切な予定価格を設定。また、全ての工事調達において、入札説明書中に、入札時における入札金額内訳書の提出を義務付ける旨明記することにより、品質確保の実現、ダンピングの抑制を推進、積算能力を有する者による競争を促進した。 建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、国土交通省は平成26年より社会保険等未加入建設事業者の排除等を行い、機構においても、社会保険等に加入し、法定福利費を適切に負担する建設事業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、公平で健全な競争環境を構築する観点から、国土交通省と同様に取り組んでいるところ。 <p>今年度国土交通省において更なる対策が行われることとなり、機構においても国土交通省と同様に発注工事から排除する社会保険等未加入建設事業者の対象について、工事受注者及び一次下請負人から、全ての建設事業者(二次以下の下請負人を含む)に拡大し、あわせて未加入の場合のペナルティや国の建設業担当部局への通報等業務フローを定め、実効性を伴う仕組みを構築した。</p>	<p>評価：B</p> <p>公共工物品質確保とその担い手確保を実現するための取組を着実に実施したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続していく。</p>
		<p>②「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、ワーク・ライフ・バランス等推進企業からの調達を推進するため、価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式・企画競争方式)を行うときは、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定する。平成29年度は企画競争方式による物品役務等の調達において評価項目を設定することとする。</p>	当該取組の実施状況	<p>ワーク・ライフ・バランス等推進企業からの調達を推進するため、企画競争方式による物品役務等の調達及び一般競争入札総合評価方式による機構支援業務(コンサルタント業務)の調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定した。</p>	<p>評価：B</p> <p>ワーク・ライフ・バランス等推進企業からの調達を推進するための取組を着実に実施したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続していく。</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
		③ 工事調達において、フレックス工期制度（※受注者が工事着工時期を選択できる発注方式）や発注時期の平準化等、事業者間の競争を促進する制度の適用を推進することにより、技術者や職人の不足等による入札不調・不落拡大の発生を抑止することを目指す。平成 29 年度においては、前年度の入札不調・不落率（15.3%）を下回ることを目指す。	当該取組の実施状況	<p>入札不調・不落拡大の発生を抑止するため、下記のとおり複数の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者が工事着工時期を選択できるフレックス工期制度を適用し、事業者が参加しやすい環境整備を促進。 ・相対的に見て調達環境の良い上半期へ発注を平準化し、事業者の受注意欲向上を図る取組を実施。 ・定期的(年3回)にホームページで事前公表している発注予定情報に加えて、より詳細な公募情報を可能な限り公表する取組を実施。 ・発注エリアや事業特性に応じて、複数の調達を一つの調達に集約して発注（大括り化）し、事業者の受注意欲向上を図る取組を実施。 ・総合評価方式入札の一部において、他の公共機関での同種工事の実績も評価し、新規事業者の参入を促す取組を試行実施。 <p>上記の取組の結果、平成 29 年度における入札不調・不落率は 10.4%となった。（計画値 132%の達成）</p>	<p>評価：A</p> <p>複数の改善策を実施したことにより、計画で定めた入札不調・不落率を下回る見込みを踏まえ、A評価とする。本取組を継続する。</p>
		<p>3. 調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>(1) 新たに締結する競争性のない随意契約に関する内部統制の確立</p> <p>競争性のない随意契約は、現在整理されている真にやむを得ないものについて、引き続き厳格な適用を行うこととするが、新たに競争性のない随意契約を締結する必要がある案件については、以下のとおり内部統制の確立を図る。</p> <p>① 当該調達部門においては、競争性のない随意契約の必要性、適用条項等について整理し、経理資金部（契約監理）に対して協議を行う。</p> <p>② 協議を受けた経理資金部においては、競争契約の可能性、競争性のない随意契約とする理由の妥当性、適用条項の適否や過去との整合性等のほか、競争契約で調達する場合よりもコスト削減が実現されているか否かや、経営上得られる効果が大きいのか否か等も踏まえたところで総合的に随意契約とすることの可否について判断を行う。</p>	法人内における検証状況等	<p>計画で定めた手順に従い、新たに競争性のない随意契約による調達の可否を判断した。判断の内容については契約監視委員会の場で点検を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本地震災害公営住宅の建設に伴う設計業務等の随意契約（第 32 回契約監視委員会（H29.5.5）で点検を実施） ・賃貸住宅の募集に係るサービスセンターの移転に伴う関係法人との随意契約（第 35 回契約監視委員会（H30.3.6）で点検を実施） 	<p>評価：B</p> <p>新たに競争性のない随意契約を締結する場合の手続について、計画で定めた手順に従い着実に実施したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
		<p>③ 前記②に加え、各本部等に設置された契約審査会等において、当該者との契約の必要性及び契約予定金額の妥当性について改めて検証を行う。</p> <p>なお、新たな競争性のない随意契約については、事後に監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会の場で点検を受ける。</p>			
		<p>(2) 競争性のない随意契約を継続して締結する場合における内部統制の確立</p> <p>競争性のない随意契約を翌年度以降も継続して締結するものについては、予定価格の作成にあたり、随意契約によるコスト低減要素を踏まえた積算を行うこととし、各本部等に設置された契約審査会等において、当該者との契約の必要性及び契約予定金額の妥当性（前記コスト低減要素を踏まえた積算がなされているかどうか）について検証を行う。</p>	当該取組の実施状況	<p>計画で定めた手順に従い、継続して競争性のない随意契約を締結する689件の契約において、各本部等に設置された契約審査会等で当該者との契約の必要性及び契約予定金額の妥当性について検証した上、契約締結の手続を実施した。</p>	<p>評価：B</p> <p>競争性のない随意契約を継続して締結する場合の手続について、計画で定めた手順に従い着実に実施したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>
		<p>(3) 契約手続ミス等不祥事の発生防止及び発生時の対応</p> <p>契約手続ミス等不祥事の発生を確実に未然に防止するため、また発生時には速やかに契約手続に応じた必要な措置を講じるため、下記の取組を行うことで整備を進める。</p> <p>① 調達に関する規程集、マニュアル等の充実化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連法令、内規等を整理し製本した「契約ハンドブック」を年度末に更新し、翌年度版を作成する。作成の上は、各本部等の契約担当者に広く頒布する。 ・イントラネットを活用した「基本マニュアル」及び「契約手続フロー」を随時更新し、利用者の意見や要望も反映しつつ、契約制度に関して疑問、質問が生じた際の「ポータルサイト」としての活用を推進する。 ・契約手続に関して判断を迷った場合に参照する「契約事例集」（前例集）を随時更新する。 ・不祥事が発生した場合には再発防止策等を前記に掲げるマニュアル、事例集等に反映させる。 	当該取組の結果実現された実施量及び実施状況等	<p>「契約ハンドブック」を更新し、各本部等の契約担当者に広く頒布するとともに、出先事務所を含む全職員が閲覧できるようイントラネットを活用した「基本マニュアル」、「契約手続フロー」及び「契約事例集」（前例集）を更新し、調達に関する規程集、マニュアル等の充実化を図った。</p>	<p>評価：B</p> <p>契約手続ミス等不祥事の未然防止及び発生時には速やかに対応できるようにするための取組を着実に実施したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
		<p>② 調達担当者に対する契約制度に係る研修を実施する。研修の実施にあたっては受講者に理解度テストやアンケート等を実施し、理解度を確認するなど効果測定を行う。理解度が低い事項や判明した課題等についてはイントラネット等を活用したフォローアップの実施や次回の研修等に反映させる。平成 29 年度においては下記の研修内容において 50 回の実施、出席者のべ 1,600 人を旨す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初任者や新入職員を対象とした基礎研修 ・ 習熟した担当者を対象とした発展・応用的な研修 ・ 近々に対応することが必要な案件に係るテーマ別研修 ・ 入札談合等関与行為防止研修（公正取引委員会の講師を招聘） ・ 国等において実施される外部研修への職員派遣 ・ 不祥事が発生した場合等における緊急時研修 	当該取組の結果実現された実施量及び実施状況等	<p>以下の内容で 50 回（計画値 100%の達成）の研修を実施し、出席者はのべ 1,759 名（計画値 110%の達成）となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規採用職員及び中途採用職員を対象とした研修 ・ 初任者向及び出先事務所担当者を対象とした基礎研修 ・ 各本部及び出先事務所担当者を対象とした発展的・応用的な研修 ・ 入札談合等関与行為防止研修 ・ 財務省における研修への職員派遣 <p>研修の実施にあたっては受講者にアンケートを実施及び今年度から理解度テストを実施し、研修の効果測定及び課題等を把握した。回答者の 9 割から知識の習得が出来たという評価であったが、より実践的な研修を実施してほしいとの要望があったことを踏まえ、次年度の研修内容を見直す検討に着手した。</p>	<p>評価：B</p> <p>計画で定めた研修の実施回数の実現及び計画で定めた出席者数を上回って実施したこと、及び受講者に理解度テストやアンケートを実施し研修の効果測定を行い、受講者の知識習得の向上の確認及び研修に対する要望を把握し次年度の研修内容を見直す検討に着手したことを踏まえ、B 評価とする。</p>
		<p>③ 発注事務に係る情報管理手続、事業者との応接方法の適正化、規程抵触事実があった場合の対応方法、不当な働きかけを受けた場合の対応方法等を規定した「発注者綱紀保持規程」及び規程を実務に即し解説した「発注者綱紀保持マニュアル」の周知徹底を図る。発注事務に携わる全職員に対し規程等の内容について e ラーニングを実施し浸透させる。</p>	当該取組の結果実現された実施量及び実施状況等	<p>以下の方法で発注事務に携わる全職員に対し、「発注者綱紀保持規程」及び「発注者綱紀保持マニュアル」の内容について周知徹底を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イン트라ネットにおいて、全職員に周知した。 ・ 全本部等の総務部長が出席した会議において、規程の周知徹底を指示した。 ・ 各本部及び出先事務所担当者を対象とした契約の研修内で規程の内容について説明した。 ・ 研修時の資料はイントラネットに掲示を行い、研修に参加できなかった職員に対しても周知した。 ・ 全職員に対し規程等の内容について e ラーニングを実施した。さらに、その結果をイントラネットにおいて職員にフィードバックするとともに実施結果を検証の上、正答率の低い応用分野については後日再度 e ラーニングを実施し、正答率を向上（57.2%→67.8%）させた。 	<p>評価：B</p> <p>「発注者綱紀保持規程」及び「発注者綱紀保持マニュアル」を周知徹底及び規程の内容についての浸透を図ったことを踏まえ、B 評価とする。本取組を継続する。</p>
		<p>④ 予定価格の作成を入札書の提出後に行うこととともに、技術提案書と入札書を同時に提出させる等、不正行為を未然に防止する入札制度への見直しに取り組む。</p>	当該取組の結果実現された実施量及び実施状況等	<p>入札制度への見直しに取組み、保全工事に係る機構支援業務（コンサルタント業務）の発注において、「入札書提出後の予定価格作成」及び「入札書と技術提案書の同時提出」を実施した。</p> <p>次年度は更に適用を拡大することとする。</p>	<p>評価：B</p> <p>不正行為を未然に防止する入札制度への見直しに取組んだことを踏まえ、B 評価とする。本取組を継続する。</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
		⑤ 工事等の落札結果をモニタリングし、落札結果に特異な状況が認められる場合には不正兆候がないかの確認をする。当該状況をイントラネットにより機構全体で情報共有することにより、入札談合等、不正行為の抑制につなげる。	当該取組の結果実現された実施量及び実施状況等	工事等の落札結果をモニタリングし、落札結果に特異な状況が認められる場合には不正兆候がないかの確認を実施した。確認の結果、不正兆候は見受けられなかった。当該状況をイントラネットにより機構全体で情報共有することによって不正行為の抑制につなげた。	<p>評価：B</p> <p>入札談合等、不正行為の抑制に寄与する取組を実施したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>
		⑥ 談合疑義案件が発生した場合は、「談合情報等対応マニュアル」に基づき、速やかに「公正入札調査委員会」を設置し、調査を行うとともに、公正取引委員会等への報告を行うこととする。調査の結果、談合の事実が認められた場合は、契約解除等必要な措置を講じるとともに、当該事実を改めて公正取引委員会に通知する。談合疑義案件については、発生の都度、事例として蓄積し、以後の参考とする。	当該取組の結果実現された実施量及び実施状況等	<p>談合疑義案件が1件発生したため、「談合情報等対応マニュアル」に基づき、速やかに「公正入札調査委員会」を設置し、調査を行うとともに、公正取引委員会等への報告を行った。なお、調査の結果、談合の事実は認められなかった。</p> <p>今回の談合疑義案件に係る対応については、事例として蓄積し、以後の参考とした。</p>	<p>評価：B</p> <p>談合疑義案件について、適切に対応したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>
		<p>6. その他</p> <p>調達等合理化計画及び自己評価結果等については、ホームページにて公表する。</p> <p>なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行う。</p> <p>また、契約相手方、契約金額、落札率、契約方式、随意契約によることとした理由等の契約締結結果情報を、ホームページで毎月公表する。</p>	当該取組の実施状況	<p>以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達等合理化計画及びについて、ホームページにて公表した。 ・契約相手方、契約金額、落札率、契約方式、随意契約によることとした理由等の契約締結結果情報をホームページで毎月公表(少額契約を除く全契約。計4,151件)した。 	<p>評価：B</p> <p>適切に公表したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>

※自己評価の評価について(参考)

平成26年9月2日「独立行政法人の評価に関する指針」による

S：法人の活動により、計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

(定量的指標においては年度計画値の120%以上の達成かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)

A：法人の活動により、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

(定量的指標においては年度計画値の120%以上の達成)

B：計画における所期の目標を達成していると認められる。

(定量的指標においては年度計画値の100%以上120%未満)

C：計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

(定量的指標においては年度計画値の80%以上100%未満)

D：計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

(定量的指標においては年度計画値の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)

※B評価を標準とする。